

## UPSリプレイスサービス引取依頼書(他社製UPS用)

OMRON

このたびは、オムロン製無停電電源装置(UPS)をご購入いただき誠にありがとうございます。

ご不要になった無停電電源装置(UPS)やバッテリーは、オムロンにて無料でお引取りいたします。下記の必要事項をご記入の上、引取り品に添付して発送してください。

※送料は元払いにてお願いいたします。

※事前連絡は不要です。

## 発送先

オムロン電子機器修理センター リプレイス係  
〒822-0006 福岡県直方市上境飛熊2770番地  
オムロン直方株式会社内 オムロン電子機器修理センター  
TEL: 03-6718-3636  
(発送される際、宅配便などの伝票にはこの電話番号をご記入ください)

## 他社製無停電電源装置(UPS)本体を引取り依頼される場合の条件

- (1) オムロン製無停電電源装置(UPS)を、新規にご購入いただいた場合に限りです。
- (2) 引取り台数は、新規にオムロン製無停電電源装置(UPS)をご購入いただいた台数あるいは同程度の容量の商品を上限とします。詳しくは下記【引取り台数について】をご参照ください。
- (3) 他社製無停電電源装置(UPS)本体に限りです。他社製増設/交換バッテリーのみの引取りはいたしません。

## 【引取り台数について】

引取り台数は新規にオムロン無停電電源装置(UPS)をご購入いただいた台数あるいは同程度の容量の商品を上限とします。

算出計算: 新規購入されたUPSの容量(VA) × 新規購入されたUPSの台数 = 引取り可能な総容量(VA)

引取り可能な総容量(VA) ÷ 引取り品の容量 = 引取り台数(小数点以下は切り捨て)

事例) 新規で500VAのUPSを10台購入した場合、引取り可能な総容量(VA)は5KVAです。

引取り品が1KVAのUPS(5台)であれば、5台全部引取ります。

引取り品が1KVAのUPS(6台)であれば、5台のみを無料で引取ります。

「UPSリプレイスサービス引取依頼書」(本書)と、オムロン製無停電電源装置(UPS)をご購入いただいた「納品書」または「保証書」のコピーを引取り品に添付し、発送してください。

## ① お申込者情報 依頼日: 年 月 日 ( )

フリガナ			
お名前			
フリガナ			
ご住所			
フリガナ			
会社名			
TEL		FAX	
E-Mail			

## ② 引取り対象 無停電電源装置(UPS)情報 ※シリアルNo.まで必ず明記してください。

メーカー名	型式	シリアルNo.

## ③ オムロン製UPS新規購入情報

※オムロン製無停電電源装置(UPS)をご購入いただいた「納品書」または「保証書」のコピーを引取り品に添付し発送してください。

メーカー名	型式	シリアルNo.
オムロン		
オムロン		
オムロン		

## 備考

--

## 個人情報利用規約

お客様のお名前、電話番号、メールアドレス、会社名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号等、オムロン株式会社電子機器事業本部(以下「当事業本部」といいます)がお客様にサービスをご提供する際に必要となる情報(以下「個人情報」といいます)をお伺いいたします。

### 1. 個人情報の利用目的について

当事業本部がお客様の個人情報を取得する場合は、以下に記載する利用目的とし、その目的の範囲内で個人情報を取り扱うものとします。

- (1) 当事業本部が取扱う製品、サービス(以下製品等といいます)に関する各種情報等のご提供、ご案内
- (2) 製品等に関するキャンペーン・展示会等のイベントのご案内、実施
- (3) 製品等に関するカタログ、CD-ROM等の各種資料、サンプル等のご提供、ご送付
- (4) 製品等の企画・開発・販売のためのアンケート等の調査および分析
- (5) お客様が申し込まれたまたは購入された製品等のご提供、保守を実施する上で必要な利用
- (6) お問い合わせに対する回答を差し上げるなど、製品やサービスに関する問題の解決
- (7) 当社の今後の製品企画、開発、販売、保守等に対する改善  
また、上記の目的以外で個人情報を利用させて戴く場合には、その都度、お客様の同意をいただくものとします。

### 2. 共同利用

当事業本部は、関係会社、特約店および代理店等との間で共同して、上記1. 記載の目的の範囲内で、お客様の個人情報を共同利用させていただくことがあります。

### 3. 第三者への提供の予定について

当事業本部は、以下の場合を除き、個人情報を第三者へ開示、提供することはありません。

- (1) 法令に基づくとき。
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 業務委託先に、業務を円滑に進めるために業務の一部または全部を委託するとき。  
なお、この場合、当事業本部は、業務委託先との間で個人情報の取り扱いおよび安全保護に関する契約を締結し、適切な管理を行います。
- (6) あらかじめお客様の同意を得たとき。